

令和7年9月29日

職員の懲戒等処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒等処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 職員の公務外の事故

(1) 被処分職員・処分内容

主事 50代 男性

停職1か月15日

(2) 事故の概要

上記職員は、令和6年6月14日（金）、通勤途中の駅ホームの階段において、前を歩いていた女性にスマートフォンを差し向け、スカートの中を撮影する盗撮行為を行った。

(3) 処分年月日

令和7年9月29日

2 職員によるパワー・ハラスメント等

(1) 被処分職員・処分内容

①副参事 50代 男性

停職3か月

②参事 50代 男性

戒告

(2) 事故の概要

上記職員①は、令和6年度に自身の部下である職員に対して不適切な発言を繰り返し行っていた。

具体的には、他に複数の職員がいる前で職員2名に対して「職員Aと職員Bが全部悪い」、「今までサボっていたツケが回ってきたな」といった発言や、職員の容姿を揶揄するような発言などが複数回確認されている。

(3) 処分年月日

令和7年9月29日

3 職員によるセクシュアル・ハラスメント

(1) 被処分職員・処分内容

副参事 60代 男性

減給5分の1 3か月

(2) 事故の概要

上記職員は、令和6年度及び令和7年度に、区が事業委託している事業所の女性職員に対してセクシュアル・ハラスメントと認められる不適切な言動を行った。

具体的には、事業所内で通りすがりの女性職員に対し、肩を手でたたく行為を複数回行う、他の職員がいる場で食事に誘うといった行為などが確認されている。

(3) 処分年月日

令和7年9月29日